

## ::■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■::

評価年月日：令和4年10月26日

1 基本事項	
公の施設の名称	道の駅あかいがわ
指定管理者の名称	道の駅赤井川振興株式会社
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
施設設置条例の名称	道の駅あかいがわ設置及び管理に関する条例
施設の設置目的	赤井川村の地域農畜産物及び加工品等の特産品を村内外に周知し、及び販売することにより、地域の持続と経済の活性化を図るとともに、魅力ある地域資源や農村の営みを情報発信し、都市と農村をはじめとする地域内外の交流の促進に寄与することを目的に道の駅あかいがわ(以下「道の駅」という。)を設置する。
施設概要	別紙のとおり
施設所管課の名称	産業課

2 管理実績					
項目（単位）	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
利用者数合計（人）	482,588				
利用料金合計（円）	-	-	-	-	-
貸館率（%）	-	-	-	-	-
( )					
( )					
( )					

3 成果指標の達成度	
指標名（単位）	入館者数（人）
指標式と指標の説明	-

項目	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
目標値（単位）	600,000	630,000	660,000	670,000	680,000
実績値（単位）	482,588				
達成度（%）	80.4%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

※施設の設置目的や施策の達成度を客観的に評価するため、指定管理者の募集において示した成果指標。

## ::■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■::

評価年月日：令和4年10月26日

1 基本事項		
4 評価		
指標名（単位）	評価	コメント
施設の設置目的の達成度	B	入館者数は目標値を達成することはできなかったが、新型コロナウイルス感染症の拡大が大きく影響していると考えており、数値的な評価基準が全てと考えることはできない。
事業・業務の履行状況	B	利用者増加のため、自主事業に積極的に取り組んでいる。また、コロナ感染症対策を講じた定期的な職員研修による人材育成、各種マニュアルや事業計画等の整備を社会経済情勢の回復に沿って充実していく必要がある。
利用者満足度の向上度	B	意見箱やfacebookによるニーズ、苦情把握の対応がなされている。今後、ニーズに対してより良い対応ができる体制の充実が望まれる。
財務状況の適正性	B	コロナ感染症により厳しい運営を強いられている。今後、来場者の動向改善や販売戦略の検討による自主事業等の活性化により財務状況の改善が望まれる。

## 【施設の設置目的の達成度】の評価基準

※モニタリング・シート（3 成果指標の達成度）における“達成度”の内容について、次の基準により評価する。

S：当該年度の達成度が115%超

A：当該年度の達成度が105%超かつ115%以下

B：当該年度の達成度が 95%超かつ105%以下

C：当該年度の達成度が 95%以下

## 【事業・業務の履行状況】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式1）における“評価②”の内容について、次の基準により評価する。

S：全ての評価項目に「★」もしくは「☆」がつき、「★」の数が評価項目の総数の3分の2以上である。

A：全ての評価項目に「★」もしくは「☆」がつき、「★」の数が評価項目の総数の3分の2未満である。

B：全ての評価項目が「☆」である。

C：「★」と「☆」のどちらもつかない項目がある。

## 【利用者満足度の向上度】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式2）における“達成度”的内容について、次の基準により評価する。

S：当該年度の達成度が115%超

A：当該年度の達成度が105%超かつ115%以下

B：当該年度の達成度が 95%超かつ105%以下

C：当該年度の達成度が 95%以下

## 【財務状況の適正性】の評価基準

※モニタリング基礎シート（様式3）における“3 指定管理者の団体本体の経営状況”的内容について、次の基準により評価する。

S：評価対象年度の決算における翌年度への繰越金がプラスかつ施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合

A：評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っておらず（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合

B：評価対象年度の決算において、本社等からの繰入れを行っているが（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、施設所管課による意見として本体の経営状況に「特段の課題はない」とされた場合

C：評価対象年度の決算において、本社等から繰入れを行っている（予定外の自主事業等へ対応した場合を除く）、または施設所管課による意見として本体の経営状況に「若干の懸念がある」もしくは「重大な懸念がある」とされた場合

※客観的評価として以上の基準によりS・A・B・Cを判定し、選考委員会の意見を踏まえて調整することも可能とする。

■ 指定管理者制度導入施設 モニタリングシート ■

評価年月日：令和4年10月26日

1 基本事項
5 施設所管課による総合評価

コメント	施設及び設備の管理は適切に行われており、コロナ禍の中で入館者数が減少する中で商品開発等に積極的に取り組んでいたところは高評価。 一方、指定管理者が行う従業員研修の充実や緊急時の危機管理体制などの強化などは今後の課題といえる。
------	---